

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和4年6月10日提出

市川市長 田 中 甲

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年4月1日から施行されることに伴い、固定資産税等の課税事務についてもこれと同様の措置を直ちに講ずる必要があるため、市川市税条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をするものである。

令和4年3月31日

市川市長 村 越 祐 民

市川市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第7号

市川市税条例の一部を改正する条例

市川市税条例（昭和29年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第6項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第7項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の市川市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。